

貝塚市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

- (1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。
- (2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。
- (3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(一括回答)

(1)～(3)について、本市では、毎年岸和田市及び貝塚・岸和田両商工会議所ならびにハローワークとの共催により、岸和田・貝塚合同就職面接会を開催し、両市内事業所と求職者に対する雇用確保と雇用創出に努めています。また同時に大阪府と連携し、労働なんでも相談等の各種相談コーナーを併設するなど、雇用創出を促進している次第です。

さらに平成21年度からは、国に対して所定の届け出を済ませ、無料職業紹介事業を実施して市内事業所を中心とした求人（事業所）と求職者のマッチングを図っていきます。加えて、就職困難者等を対象に簿記講座や医療事務講座・パソコン講座などの職業能力開発事業の実施など、就労支援事業を一層充実させて実施しているところです。

なお、平成20年3月には「貝塚市就労支援計画」の一部改定を行ったところであり、この計画の実行によって福祉関係各課との連携の充実を図ることなどにより、市民の就労機会のさらなる拡大と就労困難者等の就労・自立の支援に向けて努力を重ねていく考えです。

一方、本市では大阪府と連携を密にし企業誘致を精力的に進めてきており、その産業集積拠点内に進出した企業を中心として現在までの雇用創出は誠に大きく、さらに平成19年度・20年度においても、多数の雇用が確保された状況です。

今後とも大阪府や関係機関との連携に努めながら、雇用の創出・確保ならびに就労支援の充実を図ってまいります。

- (4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

本市広報紙・ホームページなどにより、その周知及び趣旨の徹底に適宜努めているところです。

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

最近の厳しい雇用情勢のもと、とりわけ障害者等の就労困難者の就労支援の観点から、価格評価のみならず労働福祉の評価等を取り入れた総合評価入札制度の実施につきましては、府下の実施状況を踏まえながら検討するとともに、請負者に対して労働関係法令を遵守するよう指導をしております。

また、最低賃金については重要なことと理解できますが、契約書等に定めることは困難ではないかと考えます。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

内閣府では、平成20年度を「仕事と生活の調和元年」と位置付け、働き方の見直しを進めています。

本市でも平成20年度の啓発誌『女と男のコスモスネット』で「ワーク・ライフ・バランス」を取り上げ、全戸配布し周知を図りました。今後も啓発誌・じんけんセミナー等で、より一層の啓発に取り組めます。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

本市湾岸地域における産業集積促進地域2地域の企業誘致については、順調に進捗してきており、人とモノの交流が盛んとなりこの地域を中心として活気を帯びております。市内の既存産業との融合については、本市産業の活性化にあわせて研究してまいります。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

平成13年11月に大阪府より産業集積促進地域に指定された「二色南町地区」「新貝塚埠頭地区」は、大阪府と本市の企業誘致奨励策や誘致活動などにより、「二色南町地区」においては平成15年に(株)国華園及び三洋電機(株)が、平成16年には明治乳業(株)がそれぞれ進出いたしました。一方「新貝塚埠頭地区」の19haについても積極的に企業誘致を行った結果、現在商談中の約6haを除いて10社が操業しています。

今後、商談中の企業につきましても、大阪府と連携を密にし早期に企業進出がなされるよう努めてまいります。なお、上記2地区以外には、誘致奨励策による企業誘致は現在のところ考えておりません。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

本市独自の融資制度につきましては、大阪府中小企業信用保証協会の保証を受け、その運転または設備のために必要な資金として1事業者につき400万円を限度とする融資制度がありましたが、平成19年9月末日をもって廃止いたしました。

この要因については、国において平成18年度に「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」が行われ、それに基づき平成19年10月1日から「責任共有制度」が全国で一斉導入されることとなったことから、大阪府においてはそれまでの融資制度の大幅な見直しを行い、同日からの新制度として、常時使用する従業員が20名以下、商業・サービス業では5名以下の小規模企業者等に対しては、小規模資金融資など責任共有制度の対象除外となる融資制度を設定したところです。

この融資は、今までと同様信用保証協会が100%保証を実施することとなり、利用要件をさらに緩和してより使いやすい制度としており、さらに本市の融資内容を包含していることから中小企業者にとってはより充実した内容となったため、本市独自の融資制度を廃止するに至ったものです。

今後も引き続き緊急経営対策資金をはじめ大阪府の融資の斡旋を行っていくとともに、その融資に係る本市独自補助制度である信用保証料の補給を継続してまいります。

(3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

市が発注する建設工事等（物品及び役務を含む）については、従来より業者の経営力・技術力等の経営実態と発注すべき物件の規模を勘案し、中小企業者育成の観点を踏まえながら発注を図っているところです。今後におきましても、特殊技術を要する物件や物品を除き可能な限り市内中小企業への発注に努めてまいります。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な

運用について指導を強化すること。

(回答)

最近の不況情勢のもと、また公共工事減少のなか、下請業者への配慮のため、関係官庁と連携しながら下請二法や下請ガイドライン等の指導を行ってまいります。

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

本市の行財政改革の指針である「貝塚市行財政改革基本方針」におきましては、厳しい財政状況の改善はもちろんのこと、安定した財政運営をめざすとともに、時代の変化に柔軟に対応でき得る行政組織を確立することが最重要課題であるとの認識のもと、より一層市民と手を携えて市民福祉の向上や市民自治の強化に努め、希望と活力に満ちた「市民との協働による地方自治貝塚市」の実現をめざす、としております。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
- ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(一括回答)

(2)①～④について、本市では、平成18年度からの5年間を集中取り組み期間とする「行財政改革実施計画」に基づき、行財政改革に取り組んでいます。

この計画は、中・長期的な行財政全般にわたる構造改革計画として策定したもので、「市民協働の追求」「行政システムの改革」「意識改革の推進」を3つの目標と定め、その中で改革を進める具体の項目を定め、それぞれに取り組んでいるところであり、市民への情報公開を行いながら、また職員の意識改革も図りつつ、行財政改革を推進してまいります。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

地方分権改革推進法の施行により設置された地方分権改革推進委員会は、昨年12月8日、政府に対して完全自治体としての地方政府の確立に向けて、自治事務に対する国の関与を縮小するため法令による義務付け・枠付けの見直しを行い、二重行政の弊害を排除するため国の出先機関を見直すことなどを内容とした第2次勧告を行ったところです。

また、大阪府におきましては「大阪版地方分権」が積極的に進められ、市町村と協議のうえ平成22年度から府下全市町村に対して特例市なみの権限を委譲するとされております。

そのようななか、本市といたしましては、財源や人員の問題についてどのような措置がされるのかを見極め、市民生活の利便性に大きく寄与するものについては積極的にその委譲を受けてまいりたいと考えております。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

今日地方分権改革を本格的に推進するため特に重要な課題として、自主自立の行財政運営に向けた税財源の拡充強化が強く求められております。このようななかで、国と地方の税財政上の関係につきましては、先の三位一体改革に伴い所得税から個人住民税への本格的な税源移譲が行われているところです。

また自治体固有の財源であります地方交付税については、同じく三位一体改革による総額抑制により地方自治体にとっては厳しい状況が続いておりましたが、平成21年度においては生活防衛のための緊急対策として、1兆円の増額加算が決定されました。これは、地方財源を充実するための元気回復対策として、所要の一般財源が追加されたものです。

このように現下の厳しい社会経済状況を反映して地方交付税などにおいても一定の財源措置がなされておりますが、今後におきましても、これら税財源の確保などについては、同様に厳しい財政状況にある大阪府や地方6団体と連携しながら国に対して要望してまいりたいと考えております。

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

救急医療体制の確保につきましては、平成20年6月に泉州保健医療協議会医療部会において救

急医療体制検討小委員会を設置し検討を重ねてきたところですが、特定の曜日を指定して救急体制をとる輪番制病院の導入を行うなど救急告示病院数を増やしております。また、吐下血や脳卒中患者に対しては、平成21年4月から新たな救急医療体制を構築し診療時間内及び時間外に対応可能な病院を選定しておりますが、対応不可能な場合も想定して最終受け入れ病院として5病院を確保したところです。同様に、内科全般の患者に対する新たな救急医療体制についても受け入れ機関を増やし、重症患者と軽症患者を分けることにより確実に重症救急患者を受け入れられる体制を確保すべく、平成21年4月から試行的に実施し同年10月から本格実施の予定です。

次に医師不足の解消につきましては、ご承知のように、過酷な労働状況や訴訟の増加などによる産婦人科医の絶対数が減少するなか、公的病院として、勤務医の勤務状況の改善や医療安全の確保を図るための集約化・重点化を進め、隣接の市立泉佐野病院と平成20年4月に泉州広域母子医療センターを設立し、医師2名の当直体制を確保することにより、大阪府南部地域の周産期医療を担っております。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

今日の社会において、国民の介護・福祉のニーズに対応できる質の高い人材の確保は急務の課題となっています。本市においては、適切かつ効率的な介護サービスの提供や国が示した介護サービス基準の理解と実践を通じて介護従事者の質の向上を図っております。また、平成21年度から政令指定都市を除く府下各保険者と共同で認知症介護実践研修事業を実施し、府と連携しながら認知症介護の専門職員の養成等、従事者の人材育成の充実に努めてまいります。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障害福祉サービスの利用者負担の軽減措置については、これまで特別対策や緊急措置等により軽減が図られてきたところであり、平成21年4月以降も継続されると仄聞しております。また、障害者自立支援法の見直しを検討してきた与党プロジェクトチームが、平成21年2月の実務者会合で利用者負担の仕組みを「原則1割」から所得に応じた「応能負担」へと転換させるとした見直し案をまとめたところであり、今後とも国の動向を注視し、国において低所得者層への軽減措置をはじめ適切な利用者負担制度が確立されるよう要望してまいります。

市独自の助成制度や負担軽減措置は考えておりません。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

平成20年中の自殺者は11年連続で3万人を超えたという報道が流れていますが、自殺者の大部分は心の健康を損ない、特にうつ病の状態になっていると言われていています。そのようななかで、平成20年5月に本市で初めて心療内科のクリニックが開設され、このクリニックは心の病で休職している方の職場復帰を支援するリワークカレッジも備えており、メンタルヘルスの治療に大きく貢献しているということです。また、本市では平成15年3月に健康増進計画「健康かいつか21」を策定し、計画の4大目標の中に「自殺・心の病対策」を掲げ体と心の健康づくりに取り組んでいるところであり、心の問題を抱えている人には、相談できる医療機関や府立こころの健康相談センター及び保健所等の紹介を行っているところです。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

- ① 保育所の待機児童の早期解消
- ② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）
- ③ 地域コミュニティとの関わりへの検討及び総合的な子育て支援体制の強化
- ④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(一括回答)

(1)①～④について、平成17年3月に「次世代育成支援行動計画」を策定し、「次代の子どもが健やかに育ち、子育てに喜びと楽しさを感じるまちかいつか」の基本理念の実現に向け、保育や子育て支援に関わる事業について数値目標を設定し、平成21年までの達成に向け取り組んでまいりました。

まず保育所の待機児童の解消に向けては、保育所の新設や定員変更により、現在では年度当初において待機児童がない状況にあります。

また、休日保育や延長保育など多様な保育事業や、地域における子育て支援としてのファミリーサポートセンターや地域子育て支援センター・集いの広場事業などにつきましても、ほぼ計画通り拡充に努めてまいりました。

次に保育所運営につきましても、保護者の多様化するニーズに応じた質の高い保育サービスが提供できるよう、保育制度・環境の整備に努めてまいりました。

今般「次世代育成支援行動計画後期計画」の策定年度であることから、近年の子どもを取り巻

く状況を踏まえ、次代を担う子どもを産み育てる家庭を地域で支え合い、子どもの心身の健全な育成を図る環境整備を推進してまいります。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

各小学校の校門に配置している受付員につきましては、本市では平成17年5月から取り組んでいる事業ですが、本事業とともに地域ボランティアによる「子どもの安全見守り隊」や青パトあるいはセイフティサポート隊による市内循環等々行政と地域が一体となって子どもの安全確保に努めてきたところであり、現在まで大きな事故や事件の発生もなく、少なからず効果があるものと評価しております。

現在における社会情勢が、こうした事業に取り組むに至った背景に比して決して好転している状況にないなかで、方法の検証は必要ではありますが、子どもの安全のためには継続すべき事業であると考えております。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

子どもたちが学ぶことや働くことへの意欲をもち、社会での自立への道筋をより明確にするために、本市では、小学校段階から子どもたち一人一人のキャリア発達を支援する教育を推進しているところです。また、全中学校にて、2年生が2日間もしくは3日間地域の事業所等で職場体験をさせていただいています。そのなかで子どもたちは働く喜びとその重要性を理解するとともに、目に見えない部分での大変さを認識し、自分の将来の進路を考えるきっかけとなっております。

小学校1・2年生においては、大阪府の加配により35人学級編制を実施しています。落ち着いた授業を受けることができない小学1年生の児童が増えるなかで、この少人数学級編制は効果を上げています。加配の継続について今後も府に要望してまいります。

小・中学校での「ものづくり教育」に関しましては、学習指導要領に基づき、理科や図画工作、技術・家庭など関係教科において実施しておりますが、地域・企業と連携した取り組みにつきましては、今後研究してまいります。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と

機能強化を図ること。

(回答)

本市では平成14年4月に児童虐待防止ネットワーク会議を立ち上げ、18年2月には要保護児童対策地域協議会へと移行し、市域の子どもに関わるあらゆる機関・団体と連携をもち、児童虐待の早期発見・早期対応、予防・啓発活動に取り組んでおりますが、相談件数の増加や複雑化する相談内容に対応するため、21年度より相談員の増員を行い虐待対応の充実に努めてまいる考えです。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

DV防止対策に関しては、専門相談員による女性相談を活用しつつ、市の関係部局及び他の関係機関と連絡を密にし、迅速な対応に努めています。

周知にあたっては、平成20年度より「女性相談案内カード」を作成して市内公共施設のトイレ等に配置し、広報紙や啓発誌等でも周知を図っています。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

平成15年に「貝塚市男女共同参画計画（第2期）コスモスプラン」を策定し、このプランに基づいて事業を推進しています。また、大阪府や近隣市と定期的に連絡会議を開くなど連携と協力を進めており、今後も総合的に男女共同参画社会の実現に取り組んでいきます。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・

市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

温室効果ガスの削減については、平成19年2月に「貝塚市地球温暖化対策実行計画」を策定し、本市の事務及び事業に関し、自らが温室効果ガス排出等の抑制を推進することによって、地球温暖化の抑制などの環境に与える影響を低減させることを目的に、平成19年度から21年度までの3年間で平成17年度と対比して3%削減することを目標に取り組んでいます。

さらに、平成20年2月に「貝塚市地域省エネルギービジョン」(初期ビジョン)を、また、21年2月に「同ビジョン」(重点テーマに係る詳細ビジョン)を策定し、市域全体のエネルギー消費量及び温室効果ガスの削減に向けた目標や取り組み等を設定するとともに、小学校への環境学習導入と市施設の省エネルギー化を推進していく計画です。

①については、本市の道路交通網といたしましては、幹線道路として国道26号や大阪臨海線・国道170号・貝塚中央線等の道路網の整備がされており、慢性的に渋滞している状況ではないと認識しております。

②の温室効果ガス削減のための公共交通利用推進について、現在のところ主要4駅での駐輪場の整備や南海貝塚駅近辺でのパーク&ライド駐車場が実施されています。本市には南北にJRと南海電鉄、東西に水間鉄道が走っていることから、これらの有効活用につながる公共交通利用を推進してまいります。

次に③につきましては、「貝塚市地域省エネルギービジョン」の概要版の中で市民・事業者の省エネルギーに関する取り組み例を挙げ、全戸配布し、啓発に努めています。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

本市においては、資源循環型社会推進のため、缶・びん、ペットボトル、プラスチック類の資源ごみの分別収集を行うとともに、家庭系可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋制を導入するなど、ごみの減量化・資源化に積極的に努めています。また、リサイクル率については平成19年度実績が17.5%で、毎年リサイクル率の向上を図っています。

次に食糧廃棄物については、コンポスト(生ごみ堆肥化処理機)の無料貸与及び電動生ごみ処理機の購入補助制度を実施するなど、削減に努めております。また、バイオによる有効利用については、今後研究してまいります。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立

学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

東南海・南海地震をはじめとする大規模災害に対処するため、本市におきましては、「貝塚市地域防災計画」の中で避難場所の確保や緊急医療体制の整備等について規定するとともに、避難場所への誘導標識につきましては、平成18年度において市内一円に整備を完了したところです。

土石流対策につきましては、大阪府においてハード対策として、土石流危険渓流地区での砂防堰堤の設置・地すべり地域対策事業・急傾斜地崩壊対策事業などが実施されており、ソフト対策としては、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定、砂防訓練等が実施されております。

また、土砂災害相互通報システムの整備やハザードマップの作成が府下市町村に委託されておりますが、本市においても、平成18年度には「基本計画」の策定、平成19年度には「土砂災害・洪水ハザードマップ」の作成及び全戸配布や山手地区への雨量計の設置、平成20年度には土砂災害発生危険度の判断をするための時間雨量データを基にした砂防情報処理装置の整備を行っており、事業最終年度である平成21年度には、住民と情報を共有するための自動電話応答装置の整備及びインターネットによる情報発信のためのシステム整備を進めているところです。

河川改修につきましては、本市の管理河川である稚谷川や小湊川等の護岸工事を年次的に実施するとともに、河床の浚渫工事を随時実施しております。また、府管理の2級河川については、地元要望を踏まえ、大阪府に対し護岸整備等の要望を行っております。

津波・高潮対策としての海岸整備については、大阪府が事業主体となって、防潮堤の嵩上工事、水門の改修工事等、順次対策が講じられております。

災害発生時において地域住民の避難場所となる学校施設の耐震化につきましては、これまでに屋内運動場を優先に耐震補強工事や改築工事を実施してきたところであり、現在小・中学校合わせて耐震化率は、校舎が40%、屋内運動場が80%となっております。今後におきましても、国の補助制度の活用を図りながら、耐震性の低い建物から順次耐震補強に取り組んでまいりたいと考えております。

住宅の耐震化の促進につきましては、平成9年度から民間建築物の耐震診断補助制度を実施するとともに、新たに平成21年度から、国・府の補助制度を活用した民間木造住宅耐震改修補助金制度を実施することとなっております。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

本市におきましては、「安心して暮らすことのできるまち」の実現をめざし、貝塚警察署・貝塚市防犯協議会と連携し、犯罪防止に関する各種啓発運動を実施しているところです。また、防犯協議会に委託して防犯灯を市内の必要箇所に設置し、その維持管理については各自治会に委任

するとともに、電気料金の半額を市が助成しているところです。

次に、登下校時の子どもの安全確保として、地域のボランティアの方々によって結成された「子どもの安全見守り隊」に、平成20年12月現在で2,400名以上の方が登録していただき、校区の実情に応じた見守り活動を行っていただいております。その活動の充実を図るため、平成18年度から府の事業としてスクールガードリーダーを配置し、巡回指導を行っているところです。

また、民間警備会社に委託したセーフティパトロール隊が、登下校時の子どもの安全を見守るとともに、子どもに危害が及ぶ事案が発生した場合に個別の携帯電話等にインターネットメールで情報を伝達する「こどもの安全ライブメール（こあらメール）配信事業」を実施しているところです。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

戦後78%であった日本の食糧自給率も、近年ではわずか40%に、穀物の自給率に至っては28%にまで落ち込んでいます。また一方で基準を超える残留農薬などに汚染された事故米の不正流通問題など、食に対する安全・安心を求める声がより一層高まってきており、食の安全性への取り組みは以前にも増して重要なものとなっております。

このようななか、本市におきましても「地産地消」「エコ農産物」をキーワードに、新鮮で安全な農産物を供給するように、直売所などを通じ市民の皆様に地元の安全で新鮮な野菜を消費していただくよう取り組んでいるところです。また、学校給食においても現在、米・みかん・椎茸・ミツバ・水なす・タケノコなどの地元食材を使うようにし、子どもたちにも旬の地元野菜を知ってもらうように努めています。

本市の一次産業率は2%であり目標値の設定は難しいものがありますが、現在府・市・農協等が一体となって貝塚市農空間保全委員会を設置し、遊休農地の解消を図るため農地利用計画を踏まえた利用促進を行っているところであり、今後自給率・地元消費率の拡大に努めてまいります。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権侵害による被害者救済制度が実効性のあるものとなるよう、大阪府や府内各市町村と連携して国に働きかけています。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

毎年原爆死没者の慰霊ならびに平和祈念の黙祷を行っており、憲法週間市民のつどい（平成20年度は「戦場ジャーナリスト・橋田信介と見るイラク」と題する橋田幸子さんの講演を実施）等で人権の尊重と平和の尊さを訴えていきます。